慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハッチェック教授の独逸帝国議会論
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.1 (1916. 1) ,p.88- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160101-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハッチェック教授の獨逸帝國議會論

村田岩次郎

「本篇は Deutsche Juristen-Zeitung, Nummer 15-16 (1915) に掲載されたるハッチェック教授の（大委員會としての帝國議會）を譯したるものなり。（註）とあるは總べて譯者の任意に加へたるものと知られ度し

目下の戰時狀態に於て將來の媾和條件に關する意見を發表し得るや否や？異論の存する所なり。勿論一般の公衆は此の問題の解決に關與する能はずと雖も、帝國議會は今や何時なりとも此の點に付て政府と意見を交換することを得べし。帝國議會には戰費を協贊するの大任あり、人民を代表し、人民に代りて政府に其の意見を述ぶることを得。政府は帝國議會に信賴することに依て將來の媾和條件に對する重大なる責任を避け得べきなり。帝國議會をして此種の意見を發表せしむる爲めには全院秘密會議を開けば可なり、即ち大委員會としての帝國議會の會議を開くに在り。議會議事の報告、從て其一般的告知は（帝國憲法第二十二條第二項の規定に依れば單に公開の議事のみ自由に報告せられ得るものなれば）之を自由に爲すことを得ず。（註一）左はあれ吾人は今や一つの難問に遭遇せざるを得ず、何ぞや？帝國議會の秘密會議は法律上是認す可きや否やてふ問題即ち是れ。

（註一）Wahlfreitsgereite Berichte über Verhandlungen in den öffentlichen Sitzungen des Reichstages bleiben von jeder Verantwortlichkeit frei. 帝國議會の公開議事に關する眞實なる報告は一切の責任より自由なり。

上

凡そ英吉利の議院法を研究するものに取りて所謂全院委員會なる制度並に其の實際的意義の認識程困難なるはあらず。此の全院委員會は全員の會議と云ふ外に委員會として果して何等の目的を有するや？（註二）實際的の英國人は獨逸人の如く單に委員會に於てのみ秘密會議の必要を認むるにあらず、更に一歩を進めて下院全員の會議に於ても秘密會議の必要を明かに認めたる。全院會議は其の職務の上より見れば財政並に豫算に關する問題を審議し、第二讀會の後議案審議を爲す以外に以前には高等政治並に涉外事項をも審議したり。近時此種の問題は特別の委員會に於て討議せらる。此の英國の全院委員會に似通へる制度を大陸に求むるに所謂全院秘密會を擧ぐることを得ん。是に於て乎我が帝國憲法は帝國議會の秘密會議を承認せるや否やの問題を生ず。而して此の問題たるや從來ドクトル論文の題目たり、今や前言の如く重大なる意義を有せるなり。帝國議會の公開議事についてのみ規定せる帝國憲法第二十二條の存する他

の一方に於ては議長若くは議員十名以上の請求ある時は秘密會となすことを許容せる議事規則第三十六條の規定の存する有り。多くの學者は之を以て憲法違反と看做し、議事規則の無效を論ず。斯の見解は果して當を得たりや否や？

（註二）ローウエル氏は英國の全院委員會に付て左の如く述べたり。

It (the Committee of the Whole) is simply the House itself acting under special forms of proced ure the chief differences being that the Chairman of Committees presides, and that the rule of the House forbidding a member to speak more than once on the same question does not apply. But the fact that a member can speak more than once makes it a real convenience for the purpose for which it is chiefy used, that is, the consideration of measures in detail, such as the discussion and amendment of the separate clauses of a bill, or the debates upon different items of appropriations. (Lowell, Government of England, vol. I, p. 265)

中

議院法の比較研究に依れば、議事公開の制度に二種あるを知る。其の一は予之を呼んで英國主義と云はんと欲す。此の制度は議事の公開を保障するとせざるとを議院の特權とするの見解に基けばなり。他の制度を佛國主義と呼ばん歟。此の佛蘭西主義は議事の公開を以て國民の權利の保障と認め、之が例外は憲法に明記する場合のみ之を許容せんとするものなり。英國主義の起源は今日まで固守せらるゝ所の議事秘密主義に在て存す。此の秘密主義は第十八世紀の初葉以降漸次弛緩し來れるも未だ以て法律に依て之を確定するに至らず。議院は漸次議事の傍聽、議事の報告、投票簿の公開を許容するに至りしも、下院は隨時其の特權を復し、議事の傍聽、投票簿の公開、議事の報告を禁ずる事を得べし。佛國に在りては然らず。近世的議事の行はれんとする其の時に當り、政府は一七八九年七月二十三日の勅詔に依つて議事の公開を妨げんとせしかば茲に端なくも議事を公開して議會の利益を擁護せんとするの爭闘を惹起せり。然るにも拘らず、一七九一年の憲法は明文を以て秘密會を承認したり。憲法の承認せる議事公開の例外規定が如何に猜疑の眼を以て迎へられし、憲法、制定議會に於ける討議を一考すれば明かなり。されば斯くては議員五十名の請求ある時は議會の會議を永久に秘密會となすことを得べしと思惟するものも尠なからざりき。之に對して他の議員は秘密會議は單に審議す可く、決して議決す可きものにあらざることを明かにしたり。今日に於ても秘密會は審議す可く、議決、殊に立法的議決を爲すものにあらずとなすの見解佛蘭西には廣く行はるゝが如し。憲法制定議會に於ける議院法の規定に付いてはベンタム其の著書に述ぶる所あり。議事を公開するの原因を叙して曰く、議事の公開は議員をして人民の信頼を全うし、民意と立法とを調和せしむるやう職務を盡さしめ、且つ議會をして人民の意嚮を察知せしむるの利益を與ふと。次の一節は殊に其の理由を力説せるものなり。

「人民に依りて選擧せられ、時々改選せらるゝ議會に在りては議事の公開は選擧人に實地の知識を與ふる爲めに絕對に必要なり。若し人民にして判斷の力なき人々の中より議員を選ばざる可かりしならば、議會を改選するも何の益かあらん」

立憲政治の初期、南獨諸邦の憲法は佛蘭西流の見解を採り、議事公開の原則と之が例外の場合とを憲法々典に於て明定したり、然かも尙佛蘭西の制度と異なる所あり。即ち一方に於て政府に與ふるに其の請求に因つて秘密會を開くの權を以てし、他方に於ては佛國と異なり秘密會の請求を以て各議員又は少數議員の特權と爲さず、其院の決議を要することゝしたるなり。此の相違は維也納會議議定書（註三）五十九條即

ち議事の公開を認むる場合に於ては議事規則に依て、議事を爲し又は議事の報告を爲すに方りて各聯邦及全獨逸の安寧を害せざらしむることを要求したる規定に依りて南獨全體に認めらゝに至れり。其後政府の秘密會請求權を制限したり。勿論政府の秘密會請求權を全然剝奪したるにあらず、政府の請求に係る秘密會開會の要否或は其の請求に基きて既に開會したる秘密會を繼續するの要否を議院に於て議決することゝしたりしなり。

フランクフルト帝國憲法（註四）並に之に續いて成れるエルフルト合同憲法（註五）に於ては特に新見解の採用せらるゝを見たり。乃ち曰く、

「兩院の會議は之を公開す。如何なる條件の下に秘密會を開く可きかは各院の議事規則之を定む」と。

此の如く議院のみ會議を公開すると否とを決定し得るとなすの規定は獨逸に於ける議事制度の上に二個の重要なる結果を生じたり。即ち第一に議院のみ議事規則に依つて議事公開の例外規定を設け得るの結果議事の公開は議會の特權なりとの觀念を生じたること、第二に議事公開の停止從つて秘密會議の要求は議會の權限に屬し、又議院の意思に服す可きものなりとの見解を生じたること是れなり。斯くして從來の佛國主義は廢れ、英國主義は獨逸に迎へられたるなり。此の主義に依れば議事の公開は國民の權利の保障にあらずして議會の特權なり。而して是れ獨逸に行はるゝ君主的國家論と合致するものなり。如何となれば國民の權利の保障は主權在民說を前提すればなり。

（註三）　千八百二十年五月十五日の維也納會議々定書は聯邦を完成し、鞏固にするが爲めに維也納に開かれたる使節會議の結果成立せるものにして、同年六月八日の全員決議に依り聯邦憲法と定まれり。

右決議は六十五條より成り、第一條乃至第五十二條は聯邦自體に關し、第五十三以下第六十五條に至るまでは聯合各國の內治に關する規定なり。

（註四）　マイン河畔フランクフルトに開かれたる會議の結果成立したる千八百四十九年三月二十八日の獨逸憲法を云ふ

（註五）　エルフルトに開かれたる會議の結果成立したる千八百五十年四月二十九日の獨逸憲法を云ふ。

下

是に於て乎疑問を生ず。帝國憲法が第二十二條に於て議會公開の原則を定めたるは孰れの見解に基きしや？議員ラスカー氏は右規定の討議に際して次の如く言へり。

「予は第二十二條に規定せらるゝが如き議事公開の原則に贊同すると同時に、其の原則の結果をも是認せんとす」

氏の謂ふ議事公開の原則の結果の一つは議事報告の自由是なりき。而して此事は當時既に普魯西に於て行はれ居たるに拘はらず政府の草案には明記せられざりしなり。然かもラスカー氏が議事公開の原則より今一つの結果を推斷せんとしたるは彼の說明に依りて見るも明白なり。其の結果とは既にフランクフルト帝國憲法に於て規定せられしが如く、議事を公開す可きや否やの問題に付いては議院之を專決すること是れなり。此の意味に於て秘密會を許容すると夫れ自身が實に議事公開の原則の結果たるなり。一八八一年の末に方り、政府自身議事の公開は議會の特權にして議院之を專決するを得べしと解したるに依りても此點に關する一切の疑問は氷解す可きなり。エルザス・ロートリンゲン州參事院（註六）の議事公開に關する法律案を提出したる際、政府は次の如く說明したり。

「此の規定の結果州參事院は著しく其の活動の疆域を擴張するものにして、院がエルザス・ロートリンゲン州の公事に關與する範圍の擴張せらるゝと共に其の責任も著しく加はりたるを以て今や其の議事を公開せしむるを有利とするに至れり。此の法案は帝國憲法第二十二條の例に倣ひ州參事院の議事を公開するの

原則を確認するの規定を設く。但し議事規則に依りて之が例外を規定すること猶帝國議會に於ける議事公開の原則が議院法第三十六條に依りて拘束せらるゝが如くすべし」

是を以て議院法第三十六條の規定が疑もなく適法にして有效なることを斷言し得べし。而して帝國憲法第二十二條の規定はフランクフルト帝國憲法第三條と同樣に解釋せらるゝものとす。即ち議院、而して獨り議院のみ、從つて帝國議會のみ議事規則に依りて秘密會の條件を定むることを得べしと解す可きなり。尙ほ終りに一說有り、議事を公開すると否とを決定するは議會の特權にして、議院獨り之を處決し得べしとすることが至當にして、又無制限に支持す可きものとは政府の最早や疑ひもなく認めざる所なりと。帝國憲法第二十二條の規定に依りて（議事規則の排除し得る）拘束を帝國議會に加へたりとなすは支持す可からず。帝國議會は實際に於て斯の見解を採らず。一九〇〇年三月十七日の秘密會は立法的決議を遂げたり。而して是れ正當なりき。何となれば帝國憲法第二十二條の規定は帝國議會の活動を制限したるものにあらずして、却て之に行使の自由を有する特權を附與したるものなればなり。されば帝國議會は憲法第七十九條の支配を受くる普魯西の兩院よりも更に進歩せるものと謂ふべし。（註七）如何となれば後者に於ては秘密會の條件は憲法に於て規定せらるゝにも拘はらず、前者に在りては議事規則に於て規定せられ帝國憲法之を規定せざるが故に帝國議會は憲法を變更することなく、又政府の同意を俟たずして秘密會の條件を變更するを得れば也。帝國議會は常に「議事規則の主人」たり又從つて議事公開の例外規定をも自主的に決定し得るものとす。

（註六）　州參事院は其初單に諮問機關たるに過ぎざりしも後帝國法律に依りて議決權を得たれば各聯邦の議會と相類似するに至りしなり。

（註七）　普魯西憲法第七十九條に規定する所左の如し

Die Sitzungen beider Kammern sind öffentlich. Jede Kammer tritt auf dem Antrag ihres Presidenten oder von zehn Mitgliedern zu einer geheimen Sitzung zusammen, in welcher dann zunächst über diesen Antrag zu beschliessen ist.（兩院の會議は之を公開す。各院は其の議長又は議員十名の請求に基き秘密會となす。然る時秘密會に於ては先づ右請求の當否を議決するものとす。）

之に相當する佛蘭西憲法の規定を記せば左の如し。

Les séances du Sénat et celles de la Chambre des députés sont publiques. Néanmoins chaque Chambre peut se former en comité secret, sur la demande d'un certain nombre de ses membres, fixé par le règlement.（元老院並に代議院の會議は之を公開す。但し各院は議事規則の定むる一定數の議員の請求に基き秘密會となすことを得。）

（極月十二日認）

經濟學の科學的性質の變遷（下）

大矢知　昇

第三章　倫理的意味に於ける富の觀念の發達

フイヂオクラシイの價値學說より信任は富なりとの見解に至る迄既述の如く富の觀念は漸次非唯物的となりたり。其間實に一世紀半、其進歩、向上顧り見て驚かざるを得ず。其向上の結果は、足地上に存するも頭天に達する彼のヤコツプの梯子の如し、富の觀念の唯心化は此くの如くして來り、尊嚴化は此くの如き路を辿りて漸く達せり。

然れども虛心坦懷其發達の跡を尋ね、其向上進歩の路を辿らば、吾人の呼びて唯心化となし